

就労支援員による就労支援プログラム

小田原市福祉事務所

就労支援員による就労支援プログラム

1 目的

稼働年齢層の者で現に就労可能と判断される者に対し、就労支援員が就労支援を行うことにより、その者の能力に応じた就労を促進し、世帯の自立助長を図ることを目的とする。

2 対象者

稼働年齢層（概ね15歳～64歳）で傷病等の就労阻害要因がなく、就労可能と判断される者のうち求職活動について福祉事務所による支援を要する者を対象とする。具体的には、稼働年齢層のうち、以下の（1）から（6）に例示する就労阻害要因のある者を除いた者を対象とする。

- （1）病状調査等の結果、就労不可能と判断される者
- （2）全日制高校在学中の者
- （3）家族等の介護・重度障害児の養育のため就労不可と判断される者
- （4）母子（父子）世帯のうち、学齢期未満の子供が保育園等に入園できず、他に養育するものがないため、就労不可と判断される者
- （5）多子世帯で、家族・子供等養育の為、就労不可能と判断される者。
- （6）人格が未成熟または、社会的に不適応など就労困難と認めざるを得ない者
- （7）上記の他に、就労するに阻害要因があると判断される者

3 支援期間

初回の面談日から概ね6ヶ月とするが、査察指導員、就労支援員、担当CW等との協議（稼働能力判定会議）により就労の見込みがある場合は、この限りではない。支援期間の打ち切りについては、原則として半年に一度就労支援員が求職活動対象者継続可否検討「結果」リストを庶務班に提出し、庶務班が各ケースワーカー（以下「CW」と表記）に周知することとする。

4 支援の流れ

（1）対象者の選定

主に上記「2 対象者」の中から、査察指導員とCWとの協議により支援者を選定する。選定にあたっては、就労支援員による就労支援を行うことについて事前に対象者に説明し、意思確認をしておくとともに必ず求職状況の情報提供に関する同意書（様式3）を徴収する。

- （2）就労支援員との事前協議。

CWは、「就労支援台帳」（様式1）に必要項目を記入し、就労支援員に提出し、就労支援の依頼を行う。その際にCWは世帯状況を説明するとともに、今後の就労支援方法、対象者との面接日時、場所などについて協議する。

（3）対象者との面談による就労支援の開始

（2）で決まった日時にCWも同席した上で、就労支援員が対象者との面談を行う。その際に就労支援に関する承諾書を徴収し、支援計画についての説明を行う。

（4）支援開始

就労支援員、CWは必要に応じて以下の支援内容を同時並行的に行う。

ア 就労支援員の支援内容

- ① 求職方法、求人動向など求職活動に関する助言を行う。
- ② 支援対象者に架電し、公共職業安定所などに同行（※）し、求職活動を支援する。
- ③ 対象者の希望する職種に関する求人情報を収集し、情報提供する。
- ④ 履歴書・職務経歴書の作成に関する助言を行う。
- ⑤ 採用面接に関する助言を行う。
- ⑥ 技能習得に関する情報提供を行う。
- ⑦ 求職状況の情報提供に関する「同意書」（様式3）をもとに職業安定所より支援対象者の求職状況の確認を行い、必要があれば求職状況等を随時CWに伝えていく。
- ⑧ 支援を行っていく中で就労に支障を及ぼす問題点等（携帯電話）が見付かった際には、CWに随時報告し、問題点の解決に努める。

※就労支援員、CWの判断で就労支援員一人での同行が好ましくない支援対象者については、CWも同行することとする。

イ CWの支援内容

- ① 就労への動機付けを行うとともに、就労意欲の維持を図る。
- ② 就労支援員と日程調整を行った上で支援対象者に架電し、就労支援員が職業安定所に同行する日を決める。
- ③ 生活環境を把握し、就労に支障を及ぼす問題点等が生じた場合には必要な支援を行っていく。
- ④ 知能や技能の修得が対象者の自立更生に特に効果があると認められる場合には、職業訓練等に要する経費を生業扶助により支給する。
- ⑤ 支援期間中に支援対象者の状況に変化があった際（保護の廃止、就労決定等）には、必ず就労支援員に対してもその報告を行う。

(5) 文書指示等の検討

原則として支援が6ヶ月を経過した対象者については、文書指示、支援対象者からの除外、もしくは支援継続要否の検討を行う。

5 求職活動状況の把握

① 就労支援員業務日報による報告

就労支援員は、対象者に対する支援内容について「就労支援員業務日誌」（様式5）「支援経過状況」（様式6）にまとめ、供覧する。

② 求職活動報告書・就労内容申告書・収入申告書の徴収

CWは、対象者に「求職活動報告書」（様式第9号・第2条関係）により求職活動状況を毎月報告させ、誠実に求職活動を行っているかを確認し、その内容を「就労・求職状況管理台帳」に転記する。就労が決定した場合は、「就労内容報告書」（様式第8号・第2条関係）を提出させ、あわせて「収入申告書」（様式第3号・第2条関係）も提出させる。

6 支援の終了

支援対象者が下記の①～⑤に掲げる状況に該当する場合は、支援を終了する。

- ① 就職が決まり就労を開始したとき
- ② 病気や障害など就労を阻害する大きな要因が生じたとき
- ③ 福祉事務所の支援がなくても目的が達成されると見込まれるとき
- ④ 口頭・文書による就労指導をしても求職活動を誠実に行わないとき（保護廃止）
- ⑤ その他、引き続き支援を行っても効果が見込まれないとき（保護廃止）